東海市告示第８６号

令和７年度東海市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去及び処分（以下「撤去等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震によるブロック塀等の倒壊から市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック、れんが、石材等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は、次条に規定する補助対象ブロック塀等の撤去等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　当該補助対象ブロック塀等の所有者又は当該補助対象ブロック塀等の撤去等に関し所有者の同意を得た管理者であること。

⑵　市税を滞納していない者であること。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（補助対象ブロック塀等）

第４条　補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、

次に掲げる要件を備えるブロック塀等とする。

⑴　市内に存在するものであること。

⑵　学校が定める通学路（安全性等を考慮して一時的に通学路でなくなった道路を含む。）から１メートルの範囲内に位置し、かつ、当該通学路に１メートル以上面するものであること。

⑶　高さが１メートル以上（擁壁の上に存在するものにあっては、地面からの高さが１メートル以上で、かつ、擁壁の天端からの高さが２０センチメートル以上）であること。

（補助対象工事）

第５条　補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　補助対象ブロック塀等の地面からの高さを１メートル以下とする工事

⑵　補助対象ブロック塀等が擁壁の上に存在する場合（次号に該当する場合を除く。）　補助対象ブロック塀等の擁壁の天端からの高さを２０センチメートル以下とする工事

⑶　補助対象ブロック塀等が面する道路の道路中心線から２ｍ未満に存在する場合　補助対象ブロック塀等の全ての撤去等をする工事

（補助対象経費及び補助金の額）

第６条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じた額（１，０００円未満の端数は切り捨て、撤去等をした補助対象ブロック塀等の延長１メートル（１メートル未満の端数は切り捨てる。）につき７，５００円として算定する額を超えるときは、当該額）とする。ただし、その限度額は、１５万円とする。

３　前項に規定する補助金の額は、予算で定める額の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて令和７年４月１５日から令和８年１月１５日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認め

たときは、当該書類の添付を省略することができる。

⑴　見積書の写し

⑵　撤去場所の案内図及び配置図

⑶　施工前の写真

⑷　市税を滞納していないことを証する書類

⑸　管理者が申請する場合にあっては、所有者の同意書

⑹　暴力団員等でない旨の誓約書

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助対象ブロック塀等を共有して所有し、又は管理している場合の前項の規定による申請は、その代表者が行わなければならない。

（補助金の変更申請）

第８条　申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第９条　市長は、前２条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の中止）

第１０条　前条の規定による通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去等を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

（完了届）

第１１条　交付内定者は、補助対象ブロック塀等の撤去等を完了したときは、完了の日から起算して７日を経過した日又は令和８年３月１３日までのいずれか早い日までに、完了届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象ブロック塀等の撤去等に係る費用の分かる領収書の写し

⑵　施工中及び撤去等完了後の写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定、交付の決定及び通知）

第１２条　市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適

当と認めるときは、補助金の額を確定した上で交付を決定し、その旨を交付内定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第１３条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　交付内定者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（適用除外）

第１５条　この要綱及び令和７年度東海市生垣等緑化補助金交付要綱（令和７年度東海市告示第９１号）並びにこれらに相当する要綱により補助金の交付を受けた一団の土地については、補助金の交付を受けることができない。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。